

多摩都市計画道路の変更について
(多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線)

1 開催目的

事業者（東京都都市整備局、建設局）は、都道である南多摩尾根幹線（稲城市百村～聖ヶ丘五丁目間）の都市計画を変更するため、環境アセスメントと併せて都市計画変更手続きを進めている。

東京都（都市整備局）からは、都市計画法第 18 条に基づき、9 月 28 日付けで市の意見を聴くために「多摩都市計画道路の変更について」意見照会があった。

市として都市計画変更案に回答するためには、多摩市街づくり条例の定めにより、身近な市民生活に影響を与えると認められるときは多摩市街づくり審査会の意見を付して、多摩市都市計画審議会に諮る必要がある。このため、多摩市街づくり審査会では、街づくりを視点に意見を伺うものである。

【開催根拠】

- ・多摩市街づくり条例第 34 条第 5 項

市長は、都市計画法第 18 条第 1 項の規定により東京都が決定又は変更する都市計画に関して意見を述べるときは、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、当該決定又は変更する都市計画が、身近な市民生活に影響を与えると認められるときは、あらかじめ審査会の意見を聴くとともに、当該審査会の意見を付して都市計画審議会の意見を聴くものとする。

- ・都市計画変更により身近な市民生活に係る事項 4 ページ参照